

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第27号

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則

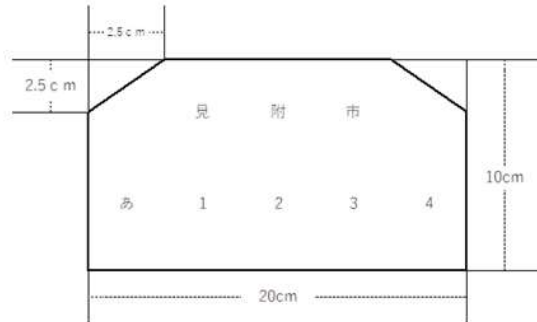
見附市税条例施行規則（昭和41年見附市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条の軽自動車の表条例第80条第1項及び第2項の項を削る。

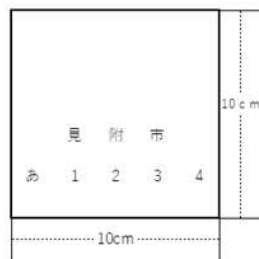
第108号様式を次のように改める。

第108号様式

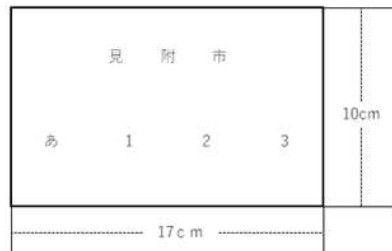
備考3（イ）に該当（特定小型原動機付自転車を除く）



備考3（イ）の特定小型原動機付自転車に該当



備考3（ロ）～（へ）に該当



備考

- 1 様式番号は図示の例により、上段に市名を、下段に、ひらがな文字（お、し、へ、あ、え、ん、を除く）及び3ケタ又は4ケタの数字をもって表示すること。ただし上位の数字が有効数字でない場合は、直径5mm又は10mmの点で表示すること。
- 2 番号標は金属製のものとし、標識番号は浮出しとする。
- 3 標識の地の塗色は次によること。
 - （イ） 見附市税条例第70条第1号アの原動機付自転車にあつては白色
 - （ロ） 見附市税条例第70条第1号イの原動機付自転車にあつては薄黄色
 - （ハ） 見附市税条例第70条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色
 - （ニ） 見附市税条例第70条第1号エの原動機付自転車にあつては薄青色
 - （ホ） 見附市税条例第70条第2号イの小型特殊自動車にあつては薄緑色
 - （ヘ） 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては白色
- 4 標識の文字の塗色は、次によること。
 - （イ） 軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては濃紺色
 - （ロ） 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては赤色

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。